

電気用品適合性検査手数料規則

(目的)

第1条 この規則は、JDD03061「電気用品の検査業務規定」第7条の適合性検査の手数料を定める。

(手数料)

第2条 手数料は、次の表1の左欄の項目及び中欄の区分に応じて、それぞれ右欄の手数料に掲げる金額とする。

表1

| 項目 | 区分 | 手数料(消費税を除く) |
|--------------------------------------|--------------------------------------|---|
| 1. 製品検査料 | | 表2のとおり。 |
| 2. 検査設備確認料(1工場又は1事業場(以下「工場」という。)につき) | (1) 現地確認の場合(備考2) | 45,000円(1人1日につき)。なお、現地確認に要する日数が1日を超える場合には、超える半日ごとに22,500円/人を加算する。 |
| | (2) 書面確認の場合 | 5,000円 |
| | (3) 同一工場から2以上の型式の申し込みが同時になされた場合の特例 | 1型式分の検査設備確認料のみとする。 |
| 3. 発行手数料 | (1) 適合証明書又は適合証明書と同等なもの(適合同等証明書)(備考3) | 正本: 無料(1通) 副本: 5,000円(1通につき) |
| | (2) 上記証明書等の追補 | |
| | ① 工場の検査設備の現地確認が不要の場合 | 5,000円(1通につき) |
| | ② 工場の検査設備の現地確認が必要な場合(備考4) | 現地確認の場合の検査設備確認料 |
| | (3) 検査成績書(備考5) | 10,000円(1通につき) |

備考1) 手数料は、1型式当たりの金額を示す。

備考2) 検査設備の現地確認は、原則として1人で実施。また、現地確認に要する日数には、浜松市の電線総合技術センターから検査設備を確認する工場までの往復の移動時間を含む。

備考3) 「適合証明書と同等なもの」とは、電気用品安全法施行規則第13条第1号の書面をいう。

備考4) 工場の検査設備の現地確認が必要なのは、次の場合である。

(1) 場所の移転による工場の住所変更

(2) 申請者が所有する工場の追加

備考5) 検査成績書発行手数料は、申請者が発行を希望したときのみ生じる手数料

表2 製品検査料

| 種 類 | 品 目 | 製品検査料 (円) (消費税を除く) |
|----------------|----------------------|-----------------------|
| 絶縁電線 | 1. ゴム絶縁電線 | 162,000 |
| | 2. 合成樹脂絶縁電線 | |
| | ビニル絶縁電線 | 165,000 |
| | ポリエチレン絶縁電線 | 138,000 |
| | その他の絶縁電線 | 153,000 |
| ケーブル | 3. ゴムケーブル | |
| | クロロプレン外装ケーブル | 180,000 |
| | ゴム絶縁ビニル外装ケーブル | 206,000 |
| | ゴム絶縁ポリエチレン外装ケーブル | 168,000 |
| | ゴム絶縁のその他のケーブル | 187,000 |
| | 4. 合成樹脂ケーブル | |
| | ビニル外装ケーブル | 205,000 |
| | ポリエチレン外装ケーブル | 178,000 |
| | その他のケーブル | 146,000 |
| コード | 5. ゴム絶縁コード | 158,000 |
| | 6. その他のもの | 175,000 |
| キャブタイヤ ケーブル | 7. ゴム外装のキャブタイヤケーブル | |
| | ゴムキャブタイヤケーブル | 166,000 |
| | 8. その他のもの | |
| | ゴム絶縁ビニル外装キャブタイヤケーブル | 202,000 |
| | ビニルキャブタイヤケーブル | 204,000 |
| | 耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル | 204,000 |

(旅費等)

第3条 電線総合技術センターの役職員が工場の検査設備の確認又は業務規定第11条により製品検査を行うため申請者の工場に出張したときには、第2条が定める手数料に加えて、申請者は、電線総合技術センターの旅費規則が定める旅費(支度料及び旅券交付手数料は除く。)を、支払わなければならない。

(再検査)

第4条 製品検査又は工場における検査設備の確認に係る再検査(再再検査を含む。以下同じ。)の手数料は、次の表3の左欄に対応する右欄に掲げる金額とする。

表3

| | |
|-----------------------------------|--|
| 1 再検査のために提出された製品検査試料について検査を行ったとき。 | 再検査のために提出された製品検査試料に係る第2条表2中の種類及び品目の製品検査料 |
| 2 工場の検査設備の確認のため再検査をおこなったとき。 | 第2条表1中の検査設備確認料及び第3条の旅費等の全部又は一部 |

附則(2023年5月1日)

1. この規定は、2023年5月1日から施行する。
2. この規定の施行の際に電線総合技術センターが既に適合性検査の受付をしたものについては、なお従前の例による。

品質文書改廃履歴

| 文書名：電気用品適合性検査手数料規則 | | | | | |
|--------------------|------------|---|---|---|---|
| 改訂No. | 改訂年月日 | 内 容 | 承認 | 確認 | 作成 |
| 0 | 2003.07.30 | 制 定 | 会 田 | 若 月 | 河 合 |
| 1 | 2004.02.26 | 配線器具の標準試験料 表3を追加 | 会 田 | 若 月 | 河 合 |
| 2 | 2009.02.01 | 規定名を「電気用品適合性検査手数料規定」に変更 | 田 邊 | 山 田 | 深 谷 |
| 3 | 2010.02.12 | 表3 配線器具の標準試験料を削除 | 田邊 | 山田 | 深谷 |
| 4 | 2012.3.30 | (1) 目的において、電気用品安全法登録検査機関としての業務に対する手数料規定であることに誤解が生じないようにした。 (2) 試験料を製品検査料とし、また、「一部の試験の場合の別途見積もりをする。」を削除した。 (3) 検査成績証明書の発行手数料を削除した。 (4) 手数料を平成23年度の実績に基づき全面的に見直した。 (5) 検査設備の現地確認等のための出張旅費は、センターの旅費規定による交通費及び日当・宿泊費であることを明記した。 (6) 早期サンプル提出割引を廃止した。 | 田邊 | 山田 | 深谷 |
| 5 | 2012.12.11 | (1) 旅費に支度料及び旅券交付手数料は含まれないことを明記した。 (2) 不適合の場合で申請者からの再検査申込により再検査を行った場合の手数料を明確にした。 | 田邊 | 山田 | 深谷 |
| 6 | 2014.01.01 | (1) 名称を「電気用品適合性検査手数料規定」から「電気用品適合性検査手数料規則」に変更した。 (2) 「適合性検査証明書」を「適合証明書」にした。 |  |  |  |
| 7 | 2023.05.1 | 表1の手数料及び表2の製品検査料を改正した。 | 近藤 | 袴田 | 深谷 |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |